

調査の概要

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

昭和23年以来5年ごとに実施しており、平成20年調査はその13回目に当たる。

2 調査の時期

調査は、平成20年10月1日現在で実施した。

3 調査の地域

全国の平成17年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成20年2月1日現在により設定した単位区のうち、約21万単位区について調査した。

4 調査の対象

調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯を対象とした。

5 調査事項

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

[全調査単位区共通の調査事項]

- (1) 住宅等に関する事項
 - ア 居室の数及び広さ
 - イ 所有関係に関する事項
 - ウ 敷地面積
 - エ 敷地の所有関係に関する事項
- (2) 住宅に関する事項

- ア 構造
- イ 腐朽・破損の有無
- ウ 階数
- エ 建て方
- オ 種類
- カ 家賃又は間代に関する事項
- キ 建築時期
- ク 床面積
- ケ 建築面積
- コ 設備に関する事項
- サ 増改築及び改修工事に関する事項
- シ 世帯の存しない住宅の種別

(3) 世帯に関する事項

- ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
- イ 種類
- ウ 構成
- エ 年間収入

(4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- ア 従業上の地位
- イ 通勤時間
- ウ 現住居に入居した時期
- エ 前住居に関する事項
- オ 別世帯の子に関する事項

(5) 住環境に関する事項

[調査票乙対象調査単位区のみ調査事項]

(6) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項

- ア 所有関係に関する事項
- イ 所在地
- ウ 面積に関する事項
- エ 利用に関する事項

6 調査の方法

調査は、都道府県知事が任命した調査員が各調査対象を訪問して調査票を配布し、後日収集する方法により行った。

7 結果の公表

(1) 集計及び公表

結果は、速報集計及び確報集計から成り、インターネットへの掲載、報告書の刊行などにより公表する。

この速報集計による結果は速報値であり、確報集計による結果とは、必ずしも一致しない。

なお、結果には、調査票甲、乙及び建物調査票を用いて集計したものと、調査票乙及び建物調査票を用いて集計したものがあり、後者を用いて集計した結果については、統計表にその旨を表示した。

(2) 報告書

報告書は、速報集計結果について「速報集計結果」を刊行する。

また、確報集計結果について「第1巻 全国編」、「第2巻 都道府県編」及び「第3巻 大都市圏・都市圏・距離帯編」を刊行する。